三四〇　〃　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　一八　三

三四一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　二〇　三

三四二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二〇　三

三四三　除籍が滅失した件　二四　三

三四四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二四　三

三四五―三四八　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二四　三

三四九　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第三項の規定に基づく法務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件　二四　一

三五〇　日本国に帰化を許可する件　二五　二

三五一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二五　三

三五二　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二六　二

三五三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　二七　三

三五四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二七　三

三五五―三五六　除籍の一部が滅失した件　三〇　五

三五七　日本国に帰化を許可する件　三〇　五

○外務省

二九六　パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件　三　二

二九七　円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　二

二九八―三〇〇　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件　五　三

三〇一　国内海上輸送能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件　六　七

三〇二―三〇三　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　九　三

三〇四　ナウル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　三

三〇五　紛失の届出により失効した旅券の告示　一九　204　一〇

三〇六　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の効力発生に関する件　二六　208　五一

三〇七　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の附属書Ⅴの改正に関する件　二七　210　一九

三〇八　ブルキナファソ国営放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　六